

平成29年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 平成29年6月23日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	欠席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長  
あいさつ

皆さん、こんにちは。今日も大変暑くなってしまいまして、梅雨らしからぬ今年でございます。こういった雨不足の年は、降る時にはいっぺんにまとめて降ると言われておりますが、先だつての雨においては特に太平洋側にだいぶ大雨の被害が出たところもあったようでございます。

今日は、議案のほうは3件ということで少ないのですが、大勢の方にご出席いただきまして、ありがとうございます。

じゃがいもも、少ないながらも雨が降った状況で、去年のような不作ではなく、ある程度太ってきているのかなと感じております。

ただしかし、夕立というのは狭い皆野町ですが、最初の夕立は金沢はものすごく降ったのですが、皆野に来たら降っていないので、こんなにも違うんだと思ったわけでございます。

それでも、なんとか時々降っておりますので、飲み水に事欠くことはないのかなと思っております。

また、今年はじゃがいもの栽培体験が、一週間遅らせて、来月1日という予定になっております。その際にも、皆さん出かけていただきまして、参加者の人に指導いただきたいと考えております。

今日も慎重にご審議いただきまして、議事の進行がスムーズにいきますように、ご協力お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思いません。

議長の方、四方田会長さんのほうで、よろしくお願い致します。

四方田議長

それでは、さっそく議案に入らせていただきたいと思えます。

ただいまの出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年皆野町農業委員会第6回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、金沢区域担当の田中輝雄委員1名でございます。

次に議事録署名人に、

14番、門平喜良委員

皆野区域担当、田島武正委員を指名したいと思えますが、これにご

異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に  
14番、門平喜良委員  
皆野区域担当、田島武正委員にお願い致します。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に  
対象農地の状況について、説明を求めます。

国神区域担当  
土屋委員

はい。申請農地の状況について説明を致します。

21日に浅見委員と事務局と現地を見て参りました。

2ページをご覧ください。場所ですが、栗谷瀬橋を渡りますと、その  
先に〇〇の信号機がございまして、その坂を〇〇方面に向かって、登  
りきって、少し行ったところの右側に、〇〇〇の〇〇〇と〇〇の〇〇  
〇があるところの隣になります。

〇〇〇も盛況でありまして、場所が狭くなったということで、隣  
接した土地を借り受けるということになっております。地域活性のため  
にも、よいことだと思います。

ご審議の程、お願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の1番、浅見寿太郎委員も農地の状況確認  
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番  
浅見委員

はい。場所等は特に補足することはございませんが、申請者は〇〇  
で〇〇〇をやっていたわけですが、それぞれ独立をするとい  
うことです。申請者は〇〇さんの方ですが、〇〇〇をして、事業をす  
るようです。

がんばってやっていただきたいと思いますので、皆さんにもご理解  
をいただければなというふうに思います。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。  
本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを可とする委員は、挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。  
続いて番号2について審議します。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員を対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

はい。21日に齊藤委員と事務局と3人で、現地確認に行きまして、説明致します。

番号2について、説明致します。

6ページの案内図をご覧ください。〇〇〇の西側に入っていく道がありますが、そこに入っていくと〇〇〇がございます。この〇〇〇の斜め右が申請地になります。

申請地にはそこから直接行けませんので、〇〇〇の裏を通りまして、〇〇〇の裏に左に入っていく道がありますが、その道を100m行ってから、左に30m入っていったところが、申請地となります。

8ページと9ページをご覧ください。このように、〇〇〇〇番が住まいで、〇〇〇〇番が倉庫になっております。

現況写真を見ていただくとわかりますが、すぐ横が〇〇〇の〇〇になりまして、手の届くようなところに〇〇が走っております。

②の写真ですが、2階建ての方が住宅になっておりまして、前に写っている平屋が、申請箇所でございます。

昭和63年頃建てたということで、年数もだいぶ経っており、追認

ではございますが、よろしくご審議ほ程、お願い致します。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の9番齊藤美恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

9番  
齊藤委員

田島委員の説明のとおりでございます。ご審議の程、お願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

議案第2号、農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について1件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された、資料No.1を参考に、地区担当7番、若林治委員に対象農地の状況について説明を求めます。

7番  
若林委員

先日の20日に、田中委員と事務局と3人で現地を見て参りました。

申請地の場所の説明を致します。11ページをご覧ください。

皆野から金沢の方に行きまして、秩父児玉線沿いに〇〇〇がありま

す。その手前のところを左に入りまして、金沢地域の〇〇地区というところに申請地がございます。

その地区に入って行って、〇〇橋という、町で修理していただいた大きい橋がありますが、そこを渡って、左へ行ったところが現地です。

案内図にあります、〇〇〇のところで道が分かれています、そこに〇〇〇〇番、〇〇〇〇番がございます。ここは、山の方にありまして、20年から30年経った雑木林になっておりました。

〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は山を登らないで、沢沿いに行ったところにあります、そこは歩きでないと通れないような道です。

〇〇〇〇番、〇〇〇〇番ですが、写真を見ていただくとわかりますが、木も生えておりますし、とても畑に復元できるような場所ではありませんでした。

〇〇〇〇番は道下ですが、やはり木が生えていて、周りも大きい雑木があり、日が当たらない状況です。こちらも、畑に復元できる状態ではありませんでした。

以上のとおり、一つ一つが山林化しており、畑に復元できる状態ではありません。また、周りも山なので、そこが山林化したからといって迷惑をかけるというようなこともありません。

写真と併せてご審議いただければと思います。

四方田議長

ただいま説明いただきました土地について、農地か非農地かの判断を致します。

地番ごとに農地か非農地かの判断をしていただきたいと思います。

まず初めに、資料No.1-1の〇〇〇〇番について採決致します。

非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、〇〇〇〇番について、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の農地

に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

次に、資料No.1-2、〇〇〇〇番について判定を行います。

これより、採決を致します。非農地と判断することが適当であると  
する委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田議長 挙手委員が多数と認めます。

よって、〇〇〇〇番について、非農地と判断することに決定したい  
と思いましたが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (なしの声あり)

四方田議長 ご異議ないものと認めます。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農  
地と決定致しました。

資料No.1-3、〇〇〇〇番を非農地と判断することが適当であると  
する委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田議長 挙手委員が多数と認めます。

よって、〇〇〇〇番について、非農地と判断することに決定したい  
と思いましたが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (なしの声あり)

四方田議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の農地  
に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

続いて、資料No.1-4、〇〇〇〇番について判定を行います。

資料No.1-4、〇〇〇〇番を非農地と判断することが適当であると  
する委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田議長 挙手委員が多数と認めます。

よって、〇〇〇〇番について、非農地と判断することに決定したい

と思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (なしの声あり)

四方田議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

続いて、資料No.1-5、〇〇〇〇番について判定を行います。

資料No.1-5、〇〇〇〇番を非農地と判断することが適当であると  
する委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田議長 挙手委員が多数と認めます。

よって、〇〇〇〇番について、非農地と判断することに決定したい  
と思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (なしの声あり)

四方田議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の農地に  
該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

なお、議案第2号については、非農地と判断した申出者に、非農地  
通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。

ありがとうございました。